

平成29年度 入札監視委員会議事概要（地方調達）

陸上自衛隊西部方面隊

開催日及び場所	平成29年12月11日(月) 九州防衛局 第1会議室	
委員	牧角 龍憲 (大学名誉教授) 松藤 泰典 (大学名誉教授) 諏佐 マリ (大学准教授) 清水 秀幸 (公認会計士) 増永 弘 (弁護士)	

II 契約実施機関が締結する契約（地方防衛局等が発注する建設工事等を除く。）に関する審議

審議対象期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日	
審議対象件数	24,862件	
1. 入札状況について（入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について）		
抽出件数	10件	審議概要) 1 地方調達発注実績について 2 抽出事案について 3 公正入札審査会の審査結果に対する意見照会について
一般競争	10件	
指名競争	0件	
随意契約	0件	
	意見・質問	回答
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	<p>【地方調達発注実績について】 特になし</p> <p>【抽出事案について】</p> <p>1 〔仮設トイレ等リース〕 （一般競争）（一者応札）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1者応札となった要因は何が考えられるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件は、駐屯地の9個の地域に仮設トイレ98台、仮設シャワー58台、仮設洗面所40台とその付帯設備を設置する大規模なリース契約であり、これに対応できる業者が限られたことが考えられる。また、日米共同訓練であることから、米軍側の所要や経費負担区分の確定が遅くなったこともあり、公告から入札までの期間が短くなったことも要因と考えられ、さらに、熊本震災の関係から、そちらの対応で業者が限られたことも考えられる。

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他のリース契約についても、本件の契約相手方となっているレンタルのニッケンとの契約が集中しているように思われるが、受注状況を説明されたい。 ・各会社の規模等はどうなのか。 ・売り上げ高的にはどうなのか。 ・公告から入札までの期間について、所要の確定等の要因により発注が遅くなったとのことだが、法律ではこの期間を10日間としているが、近年では、各省とも、10営業日ということを実施しているので、今後、努めて実施して頂きたい。 ・大規模な訓練であるならば、前もって、準備が可能と考えるが。 ・予定価格はどのように算定しているのか。 ・他の業者からは、提出してもらっていないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・レンタルのニッケンとの平成28年度における契約状況については、リース契約の約6割を同者が受注している。同者は全国に多くの支店、営業所を持ち、たくさんの品種も取り扱っているが、例えば、契約次順位の業者は、九州内の支店が福岡に限定されていたり、仮設トイレを取り扱っていないなどの要因から、レンタルのニッケンの受注割合が高くなったものと思われる。 ・契約している上位5者については、資本的には本契約を実施するうえで問題はないが、支店・営業所、取り扱い品種はレンタルのニッケンが多い。 ・詳細な数字は把握していないが、各社に差はないと思われる。営業所等の数や取扱品目の多様性などから同者が優位であったことが考えられる。 ・本件については、所要の確定が遅れたことと、契約後1ヶ月半程度の設置期間を要することから、訓練日程に間に合わせるため、10営業日を確保出来なかったが、今後においては、10営業日以上とできるよう心がけたい。 ・米軍の所要や経費負担区分が確定するのが遅くなることか、前もって準備することは困難。 ・レンタルのニッケンから市価調査という形で内訳書を提出してもらい、それをもとに算定している。 ・仕様書等を取りに来た業者へ市価調査依頼を行ったが、出してもらえなかった。結局は、獲れそうにないものには、協力は頂けない状況である。

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他の業者から見積がとれなかったことで、果たして、予定価格が適正であったかどうかを確認出来ないのではないか。 ・積算内訳の中で、撤去費や運搬費などは、条件により流動する価格であり、市場価格を予定価格とするべきではないのではないか。 ・トイレの設置など、他の地区の事例などで、標準的な単価を求め、比較するといったことは出来なかったのか。 ・全国として同様の訓練があるので、全く同一とはいかずとも、リース物品の単価等を部分的に比較対象とすることで、価格の整合性をとれるのではないか。エビデンスとまでは言わずとも、具体的な品目で適正価格に収まっているということを説明して頂ければ、予定価格の適正が認められる。 <p>2 [磁気共鳴断層撮影装置保守点検、X線テレビ装置, 多用途型, 2型保守点検、X線画像撮影装置周辺機器保守点検、全身用X線CT診断装置、64列保守点検]</p> <p>(一般競争)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去の委員会においても審議したが相手方が限定されている保守業務であり一般競争として実施することに疑問である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・提出してもらった市価調査価格に、過去の契約案件から、10%の割引が妥当として、割引率10%を差し引いて算出している。本件については、市価調査依頼に協力頂けなかったところではあるが、今後はできる限り多くの業者からもらえるよう努力したい。 ・業者が、物件の運搬や撤去で実質かかる経費だと思われ、業者によって変わってくるものだとは思われる。複数の市価調査を聴取できたら、比較して、価格の妥当性等を確認できたが、今回の場合は、1者からしか市価調査を聴取できなかったため、当該価格を市場価格とせざるを得なかった。 ・本件の場合、まったく同一の仕様としての事例がない。 ・他部隊の状況を確認し、検証したい。 <p>・納入業者以外にできる者が存在するのではないかと一般競争契約を継続実施していたが、機器の納入以降、応札する業者は1者であることを踏まえ、平成30年度の契約から公共調達の適</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>3 [仮設庁舎プレハブリース]、 [# 4 仮設プレハブリース] (一般競争)(複数者応札)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本案件は、同種案件のように思われるが、1件は低入札となっているが、もう1件は再度公告入札後の100%入札となっており、その要因は何が考えられるか。また、リースの発注に伴い、分割発注とした経緯等や考え方を確認したい。 ・「仮設庁舎プレハブリース」の予定価格の算定根拠について、レンタルのニッケンから見積もりはもらえなかったのか。 ・低入札価格に対する事後的検証は実施されないことは問題ないとなっているが、どうしてか。 	<p>正化を図るための措置について(通知)(装管調第3705号27.12.9)に基づき特例の随意契約を適用し実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「仮設庁舎プレハブリース」について、予定価格を、落札者とは別の業者から提出された市価調査価格を基に算出しており、同案件が3ヶ年の長期契約ともあって、長期契約の受注の意識の高かった東海リースが低い価格で応札したことから、低落札となったのではないかと思われる。 「# 4 仮設プレハブリース」について、1回目の入札において不落となったため再度公告を実施し、予定価格については1回目の入札の最低応札金額を採用し、2回目の入札を実施した結果、レンタルのニッケンが1回目の入札と同額において応札したため、100%の落札率となった。 分割発注等の考え方について、訓練などの期間や品目毎に仕様書が作成され、それぞれで契約しており、意図的に分割発注とはしていない。また、仮設ハウスと仮設トイレ等の品目をまとめることで、参加できる業者を限定し、逆に競争性を失う可能性もあることから、仕様書毎の発注とした。 ・当該案件に同者は参加されず、参加業者のうちナガワから提出された市価調査価格を根拠として、予定価格を作成した。 ・賃貸借契約であるので、低入札価格調査に関する特段の定めがないが、履行に問題がないか、要求元も含めて、業者には確認を実施した。

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本件落札事例については、今後、同様な発注がある場合における参考事例となるのか。 ・「#4 仮設プレハブリース」については、再公告の際に予定価格を変えた理由はなぜか。 ・再公告により、新たな業者の参入もあり、予定価格を変えずとも、落札の可能性があったとは考えられなかったのか。 ・プレハブリースなどを安価にリースする要因として、手持ちのリース資材を遊ばせておくより、貸し出す方が利益を得られることから、優位な条件をもって契約できることもあるが、そういった事情が本件にあったのか。 ・50%の契約の要因は、他に何かしらあったのではないか。 ・リースについては、運送などのコストもかかるが、その辺も考慮すれば安価に貸し出すことはできるのではないか。 ・1者応札においては、訓練計画という差し迫った時間のなかで、必ず契約しなければならない状況に、不落や不調も危惧されるので、もっと早めの段階において、おおよその計画により業界団体などに周知することなどを検討されたい。 ・リース契約については、なかなか市価調査に協力が得られないという状況もあるようなので、年に1度でもよいので、業界団体との意見交換会の場を設けるなどして、協力をお願いし、また、業者側の立場から、国から 	<ul style="list-style-type: none"> ・同種案件が出た場合には、参考価格とはなり得るが、その段階における市場の状況にもよる。 ・1回目の入札の最低応札額が市場価格であるとの判断から、再公告の予定価格に反映させた。 ・再度公告の際にも、参加業者に対して市価調査を実施した結果、1回目の最低応札金額がそれを下回っていたため、当該価格を予定価格とするに至った。 ・震災の影響から、需要もあがっており、そういった優位性を確保出来る状況はなかったものと思われる。 ・受注された業者は、大阪に本社を置く業者であり、本件に関して言えば、空いていたという要因もあるのかもしれない。 ・庁舎リースについては、3ヶ年と長期間ということもあり、そういうことも考えられる。

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>どのように依頼すれば協力がしやすいかなどの情報を得て、改善していくといいのではないか。</p> <p>4 [陸上自衛隊久留米駐屯地で使用する電気]、[陸上自衛隊相浦駐屯地で使用する電気][陸上自衛隊都城駐屯地で使用する電気] (一般競争)(複数者応札)</p> <ul style="list-style-type: none"> 九州管内の第2電力会社から適合証明書の提出がないのはどこかに問題があるのではないか。 どこかに参加できない理由があることを調査され、検証が必要ではないか <p>【公正入札審査会の審査結果に対する意見照会について】</p> <p>○ [給食業務外部委託及び食器洗浄作業部外委託] 契約に係る意見照会</p> <ul style="list-style-type: none"> 相手側の言い分も証明できない事項であるので、その証言について、反証するというのは意味的におかしい。 「否定することは困難である。」の方が適切と考える。 	<ul style="list-style-type: none"> 九州管内にも50数社の業者を確認しておりますが、あくまで自由参加であり、公告等で仕様、履行が可能な業者が参加する状況です。 適合証明書の提出は、参加資格条件となっており、大臣官房会計課から指示されている。 今後、業者側に対して違約金請求を実施することについて、当時の部隊側責任者から予算額の提示があったとする業者側の言い分に対して、部隊側責任者の提示していないとの証言により、反証することが困難であるとの結論に至った。 意見を反映させます。
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p>	<p>なし</p>	